

請負者 ○〇〇〇  
現場代理人 ○〇〇〇

〇〇方面管理事務所 〇〇課長

## アスベスト含有建材・製品の取扱いに関する注意事項

本市では、下水道工事におけるアスベスト飛散防止のため、全ての工事施工範囲について石綿使用の有無に係る事前調査を義務付けるとともに、下請けを含む全ての作業員に対するアスベスト教育の実施を求めている。

しかし、事前調査の不足、施工計画書や作業要領の不備、現場作業者の認識不足、監督職員との調整不足などにより、適切な飛散防止対策を実施しないままアスベストを含有する建材や設備(可能性のあるものを含む)を加工するという事故が後を絶たないでいる。

現場代理人においては、関係法令を遵守するとともに、アスベストの適切な取扱いについて下請けを含む作業者全員への周知徹底と意識向上を図り、作業工程や労働安全を適切に管理すること。

### 記

- 1) 事前調査は、全ての施工範囲についてアスベスト含有について確認すること。また、天井裏、床下など確認しづらい場所も漏れ無く調査を行い、書面による結果報告とあわせて監督職員と現地確認するなど、互いに齟齬のないようにすること。
- 2) アスベスト含有建材・設備(可能性のあるものを含む)を加工する作業は、監督職員の承諾を得た上で実施すること。また、事前調査範囲外の作業、施工計画書に記載ない予定外作業は厳に慎むこと。
- 3) 実際の作業時において、事前調査と異なる状況を発見した場合は作業を一時中断し、直ちに現場代理人に報告するように、作業者全員に徹底させること。
- 4) 全ての作業者に対してアスベスト教育を継続的に実施すること。(特に前項の周知徹底) また、新規入場者があった場合は、その都度アスベスト教育を行うこと。
- 5) アスベスト教育の具体的方法と内容を施工計画書に記載し、確実に履行すること。なお、全ての作業員に裏面の注意事項・作業心得を配布し、注意喚起するとともに、見やすい場所に掲示すること。

**工事現場の安全管理は現場代理人の仕事です！**

## 作業者におけるアスベストの注意事項

- 現在は使用が禁止されていますが、アスベスト（石綿）は、様々な建材や工業製品に使用されてきました。飛散したアスベストを吸い込むと、将来的、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあり、最悪の場合死亡に至る、重篤な健康被害を起こす可能性があります。
- 電気盤、照明、配線ダクト及び機械設備用支持具の裏など見えないところに、アスベスト含有の吹き付け材が除去できずに残っているところがあります。
- 天井・壁のボード、床Pタイル、スレート屋根、フリーアクセスフロア材、保温材、断熱材、パッキン類、防火区画処理材など、いたるところにアスベスト含有製品が使用されています。
- アスベストを含有する（または含有の可能性がある）建材等を加工（穿孔、切断、引き剥がし等）する場合、法に基づいた手続きと適切な飛散防止対策が必要です対策を行わずに加工すると、作業者自らの健康被害だけでなく、工事全般に影響を及ぼす労働安全衛生上の重大事故となります。

### 作業心得

- 第1 アスベストリスクを徹底管理！** (正しいアスベストの取扱いを学ぼう) □
- 第2 事前調査の再確認！** (作業の前にまず確認！ 疑わしきはまず確認！)
- 第3 壁、天井、床、屋根にある成形板、エルボ部分の保温材は、アスベストが含有していると疑おう！** (危険側の管理によりリスクを回避)
- 第4 アスベスト含有が疑われる建材や設備を発見したら、直ちに作業責任者、現場代理人に報告！** (ホウ[報告]レン[連絡]ソウ[相談]をきっちりと)
- 第5 「この程度なら」「少しぐらいなら大丈夫」と考えず、一旦、作業を中断しよう！**  
(飛散させてしまうと手遅れです)

**監督職員が作業の着手を承諾するまで、  
アスベスト含有建材・設備の加工は、絶対にダメ！！**